

令和7年度

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立佃中学校

1. いじめの定義について

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は、学校の内外を問わない。

（学校のいじめ対応の基本的な在り方）

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

（具体的ないじめの態様について）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. 本校の「いじめ」に関する基本姿勢について

前項の考えをもとに「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「佃中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ事案に対して未然防止及び早期発見・早期解決をするために、全職員が共通認識を持って日々の教育活動にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

＜いじめの未然防止についての考え方＞

いじめを未然に防止するために、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくる必要がある。本校では、お互いが違いを認め合い、共に尊重できる集団を育成することにより、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることのできる環境づくりを進めていく。また、全ての生徒が授業や行事に主体的に参加できる場面を設定していくことで、自己有用感や充実感を感じられる環境を整えることが、いじめの未然防止の観点からも重要である。

＜いじめの未然防止に関する取組＞

1) 年間計画

いじめに関する調査等は以下のとおりとする。

- ① 全校生徒を対象に、いじめアンケートを実施する 年間3回（7月・12月・3月）
- ② 全校生徒を対象に、教育相談を実施する （8月及び必要に応じて）
- ③ 全校生徒を対象に、一人一台端末での相談機能を周知する （4月）
- ④ 「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」に、全校生徒を対象に取組を実施する （5月）

2) 授業におけるいじめを未然に防止する取組

生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるため、いじめを生まない環境づくりのためにいじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。

3) 自己有用感を高める取組

- クラス活動や生徒会活動、部活動を活性化し、生徒主体で学校づくりをしていく意識を育成する。
- 学校行事や学年行事において、リーダーの育成を図り、生徒主体の取組を行うことで責任感、連帯感、達成感を養わせる。

4) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- 人権学習を軸に、多角的な指導をおこない、命の大切さやお互いを思いやる気持ちを育み、差別など絶対に許さない教育を徹底する。
- 学級活動では、仲間関係を大切にする集団づくりを進め、お互いを深く知ることで、仲間の些細な変化を生徒自身が気付き、寄り添える集団を育成する。
- 「傍観者」は、加担していることを認識させるため、学年集会や全校集会などで生徒全体で見守る集団育成を充実させる。

4. いじめの早期発見への取組

1) 早期発見の基本について

- 生徒の小さな変化や危険信号に気づく。
- 気づいた情報を迅速かつ確実に共有をする。
- 情報に基づき速やかに対応する。

2) いじめの早期発見の取組

- 朝の登校指導、休み時間、学級活動で生徒たちの些細な変化を気づき、学年、学校間で情報を伝え合い、早期に情報の収集を図る。
- 8月及び必要に応じて教育相談を実施し、生徒たちの抱えている悩みなどを把握する。場合によっては担任・学年だけではなく、学校全体で対応を行う。
- 気になる生徒に対しては、早期に面談を行い情報収集に当たる。また、並行して家庭訪問など保護者との情報共有及び連携をおこなう。
- スクールカウンセラーとの情報共有及び連携をおこなう。

3) いじめ調査アンケート

- 学期ごとにいじめ調査を行い、生徒の実情を把握する。

5. いじめ防止対策のための校内組織と対応について

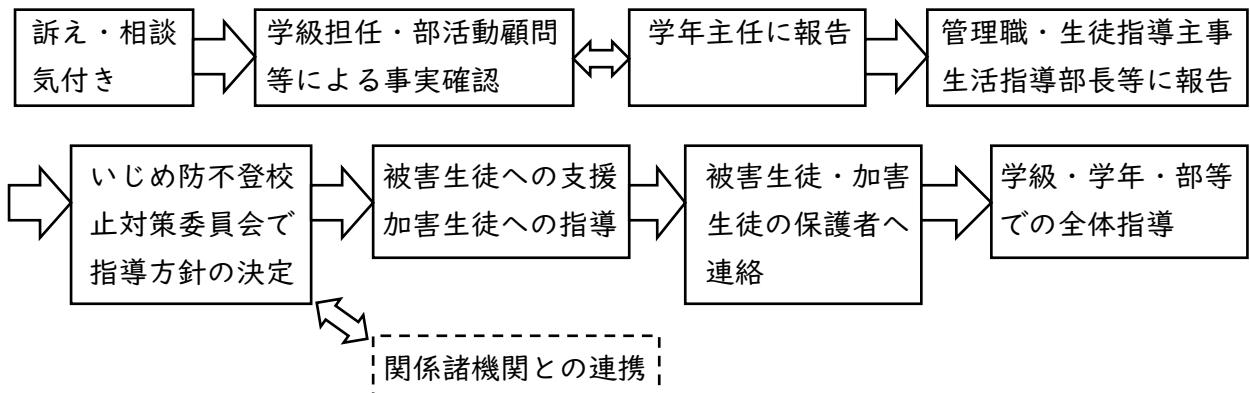
1) 校内組織

- 「いじめ防止対策推進法」第22条で明記されているように、本校では『いじめ不登校防止対策委員会』を設置し、組織的な対応が取れるように努める。
構成メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主担、養護教諭、各学年主任、生徒指導部長及び必要に応じて、当該学年の生活指導担当、担任が入り、臨機応変に対応する。

2) いじめが起きた時の対応

- いじめ事象を発見した場合の対応としては、学級担任、学年職員が指導の中心となり、下記のような全校的対応をとるものとする。



- ① 加害・被害の生徒から事実確認を行い、必要であれば第三者から状況を確認し、いじめの事実認定を行う。
- ② 今後の指導方針について確認する。(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職)必要に応じて、いじめ問題対策委員会を設ける。
- ③ 必ず保護者に連絡し、必要に応じて家庭訪問、保護者の来校等により、加害者から被害者への謝罪を図る。場合によっては関係諸機関(警察・サポートセンター・子ども相談センター)に連絡し、お互いに連携して指導する。
- ④ 全職員に報告し情報の共有を図る。
- ⑤ 問題の影響によっては、学年・全校集会等を行い、学年全体・全校の指導をすすめる。

3) いじめアンケート・いじめ不登校対策委員会の実施時期について

- 不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけられる取組の効果を、各学期の懇談会前後に設定し検証する。その結果をいじめ不登校対策委員会で協議する。